

1 銃刀法22条の規制

銃刀法 2 条, 22条を見てみよう。

第2条（定義） この法律において「銃砲」とは、けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡り15センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り5.5センチメートル以上の剣、あいくち並びに45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く。）をいう。

第22条（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが8センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

銃刀法 2 条に定める刀剣類に該当しない刃物であっても、同法22条において刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物については、原

則として携帯を禁止している。刃物に対する規制の概要は下記のとおりである。

(1) 銃刀法22条で規制する「刃物」とは？

刃物とは、その用法において人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同程度の物理的性能を有する材質でできている片刃又は両刃の器物で刀剣類以外のものをいう。

法22条の対象となる刃物は、「刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物」であるが、刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物であっても、次頁の表の要件に該当するもの（4種類のみ）は本条の規定から除外される。



銃刀法22条は、「何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、……刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。」と規定している。



物理的性能とは硬さ及び曲げの強さをいう。以下同じ。

Q&A 形式で解説する

Q 銃刀法22条は、「……刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。」と規定しているが、6センチメートルちょうどの刃物も規制の対象となるか。

「6センチメートルをこえる」という場合には、6センチメートルという基準点の数を含まない意味である（6センチメートルという基準点の数を含むときは、「6センチメートル以上」というように「以上」が用いられる。）。したがって、6センチメートルちょうどの刃物は、銃刀法22条の「刃物」には当たらない。



銃刀法22条の「刃物」には当たらない。

種類	刃体の長さ	刃体の幅	刃体の厚み	形状
はさみ	8センチメートル以下	—	—	刃体の先端部が著しく鋭く、かつ、刃が鋭利なはさみ以外のはさみ
折りたたみ式ナイフ	8センチメートル以下	1.5センチメートルをこえないもの	0.25センチメートルをこえないもの	刃体を固定させる装置を有していないもの
くだものナイフ	8センチメートル以下	—	0.15センチメートルをこえないもの	刃体の先端部が丸みを帯びているもの
切出し	7センチメートル以下	2センチメートルをこえないもの	0.20センチメートルをこえないもの	—

- ・要件が一つでも欠けた場合は規制の対象となる。
- ・「刃体を固定させる装置」とは、刃物につけられたボタン、つめ等の特別の装置により刃体が鞘と直線に固定され、これらボタン、つめ等进行操作しなければ刃体を鞘に収めることができないような装置をいう。

Q 銃刀法22条ただし書きにより、携帯が禁止される刃物から除外される刃物はどのようなものか。

銃刀法22条の規制対象となる刃物から除外される刃物は、上の表の要件をすべて満たす「はさみ」、「折りたたみ式ナイフ」、「くだものナイフ」、「切出し」である（法22条ただし書き及び同法施行令9条）。



表の要件をすべて満たす「はさみ」、「折りたたみナイフ」、「くだものナイフ」、「切出し」。

したがって、「はさみ」、「折りたたみ式ナイフ」、「くだものナイフ」、「切出し」については、表の要件をすべて満たすものであれば、これを携帯しても、銃刀法22条違反とはならない。しかし、表の要件の一つでも欠く場合は、これを業務その他正当な理由なく携帯すれば銃刀法22条違反となる。

なお、銃刀法22条は、「刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物」の携帯を禁止しているものであるから、表中、刃体の長さ「8（7）センチメートル以下」というのは、「6センチメートルをこえ、8（7）センチメートル以下」という意味である。

例えば、刃体の長さが6センチメートル以下の折りたたみ式ナイフについては、そもそも「刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物」ではないのだから、表の要件を満たすかどうかに関係なく、銃刀法上の規制対象とはならない。

Q 次の形状のいわゆる十徳ナイフ（ナイフのほか、缶切り、栓抜き、ドライバー等が組み込まれているもの）は、銃刀法22条の「刃物」に該当するか。

- 刃体の長さ7センチメートル
- 刃体の幅1.3センチメートル
- 刃体の厚み0.2センチメートル
- 柄部の内側にある板バネで刃体と鞘が一直線になる構造を